

本会議から付託された議案10件及び継続審査となっていた請願1件を審査するため、6月16日に厚生常任委員会を開催しました。

・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

質疑、討論もなく、本委員会の所管に属する部分は、採決の結果、全員一致で承認すべきであると決定。

・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

特に質疑もなく、採決の結果、全員一致で承認すべきであると決定。

・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

「出産育児一時金の増額による効果」などについて質疑、答弁があり、採決の結果、全員一致で承認すべきであると決定。

・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で承認すべきであると決定。

・議案第37号 総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例の一部改正について

委員から「指定管理者制度の導入により経費の削減が期待される一方、事業者の従業員の給与が抑制される恐れがある。福祉は人材の質による部分が大きく、サービス向上のためにも、一定の給与水準が確保されるようにすべきと考えるがどうか」との質疑があり、当局から「人材はサービス提供の質の部分でも大事なことであり、老人保護措置費の支弁基準に基づいた指定管理料でお願いできればと考えている。算出した指定管理料であれば、無理をせず必要な人件費は捻出できると考える」との答弁がありました。

さらに、委員が「休館日や開館時間を条文のように規定するとサービス向上につながらないこと、物品の修繕の費用負担などの規定が不明確なために修繕が速やかに行われなかったことなど、今までに指定管理者制度を導入した施設での反省点が生かされていない。本気で指定管理者制度を行おうとしているのか」とただしたところ、当局から「既に指定管理者制度を導入している施設の担当課からの意見を聞きながら、よりよい選考を行っていきたい」との答弁がありました。

また、その他にも「指定管理者制度導入による効果」、「現在勤務している正規職員以外の職員の今後の処遇」、「指定管理者が利用者から収受できる費用の内容」などについて質疑、答弁がありました。

そして、討論に入ったところ、「行財政改革は必要と考えるが、福祉の分野に指定管理者制度を導入することによって、福祉の増進という地方自治体の役割を果たすことができるのかどうか疑義を持たざるを得ない。特に低所得者向けの養護老人ホームに指定管理者制度を導入することが地方自治体としてふさわしいかどうか疑問である」との反対討論が、また、「今以上のサービスの向上に必ずつながるし、総合的に考えれば様々なメリットがあると思われる」、「指定管理者制度の導入は当然である」との賛成討論があり、起立採決の結果、起立多数により原案を可決すべき

であると決定。

#### ・議案第38号 総社市子育て王国そうじゃ基金条例の制定について

委員から「基金の目的が抽象的で、何を行おうとするのか分からない。具体的にどういった事業を行おうとしているのか」との質疑があり、当局から「担当課では、「子ども夢プロジェクト」や「子育て支援補助金の創設」などを考えているが、まだ素案であり、どういう事業を行うかということについては、今後吟味して、決めていきたい」との答弁がありました。

また、委員が「担当課の説明する事業では、一般の方から寄付の賛同は得られないと考える。もっと適切な事業を行うべきである」とただしたところ、当局から「寄付に賛同してもらえるような使い道を考えていきたい」との答弁がありました。

さらに、委員が「目的や理念が決まってから、基金を創設すべきであり、基金を創設してから使い道を考えるというのはどうか」とただしたところ、当局から「使い道を精査する」との答弁がありました。

その他にも「基金の今後の運用の仕方」などについて質疑、答弁があり、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

#### ・議案第39号 平成23年度総社市一般会計補正予算（第1号）

質疑、討論もなく、本委員会の所管に属する部分は、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

#### ・議案第40号 平成23年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

#### ・議案第41号 平成23年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

#### ・議案第42号 平成23年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

#### ・請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現を求める請願書

討論に入ったところ、「この請願事項が実現されると、今以上に安全でなくなる恐れがある」との反対討論などがあり、現実とかけ離れている項目があるとの理由から不採択とすることについて起立採決を行ったところ、起立多数により、不採択とすべきであると決定。